

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年4月1日から同年11月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は同年11月8日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月1日から同年11月8日まで  
② 昭和58年11月8日から59年5月1日まで  
③ 昭和59年5月1日から同年7月13日まで  
④ 昭和59年7月13日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。昭和58年4月からA社が経営するB事業所に勤務し、同社が倒産した後、継続して、C社が経営するD事業所に勤務した。申立期間も厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、複数の元同僚の陳述及びA社の当時の所在地にある建物所有者の回答内容から判断すると、申立人が、当該期間において、同社のB事業所に勤務していたことが推認できる。

ところで、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和58年11月8日付けの処理により被保険者が0人となっているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、当該処理日から6か月も前の日である同年4月30日（以下「全喪日」という。）と記録されており、申立期間①に被保険者資格を有していた61人のうち、当該期間中に資格取得した申立人を含む20人については、「全喪のため」

を理由として、遡及して資格取得を取り消されている上、当該期間までに既に資格取得していた41人については、遡及して同年4月30日を資格喪失日とする処理が行われていることが確認できる。

また、A社における複数の元従業員に係る雇用保険の記録及び複数の元従業員の陳述によると、前述の処理による全喪日以降においても、同社において5人以上の従業員が在籍し、事業を継続していたことが確認できることから、同社は、申立期間①において、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

さらに、複数の元従業員は、申立期間①当時、A社の経営状態は悪く、給料の遅配があった旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、遡及して資格取得の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日は、当該資格取得の取消し前の被保険者名簿の記録から昭和58年4月1日、資格喪失日は、当該資格取得の取消しの処理日である同年11月8日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る前述の被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、前述のとおり、申立人がA社のB事業所に勤務していたことが推認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、平成元年に解散しており、元事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の本部において経理を担当していたとする者は、「会社が不渡りを出した昭和58年11月頃までは、本部が地方の事業所の給与事務を一括管理していた。それ以降の給与事務については分からない。」旨陳述しており、申立人は、「申立期間②において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」旨陳述していることから、申立期間②について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③及び④について、雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が、当該期間において、C社のD事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③の終期である昭和59年7月13日であり、申立期間③において、同社は適用事業所ではない。

また、C社は昭和60年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したところ、同人は、「会社は、今は存在していない。」のみ回答し、申立期間③及び④における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については、回答を得ることができない。

さらに、複数の元同僚は、「C社のD事業所では、本社と支社が置かれていた。」とした上で、本社勤務と支社勤務の同僚の氏名をそれぞれ挙げているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、本社勤務だったとする複数の者については、いずれも被保険者記録が確認できる一方、申立人を含む支社勤務だったとする複数の者については、いずれも被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間④の終期である昭和59年11月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該資格取得日は、申立人及び元同僚の陳述から、申立人が同社のD事業所の支社から本社に異動したとされる時期と符合しており、前述の事情を併せて判断すると、申立期間④当時、同社では、支社勤務者を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

また、申立人及び前述の支社に勤務していたとする元同僚は、申立期間③及び④において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない旨陳述していることから、当該期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することができない。

このほか、申立期間③及び④について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15197

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知が年金事務所から届き、B社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。申立期間はB社から子会社のA社に転籍した時期であるが、両社を通じて継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社の親会社であったとするB社において人事を担当していたとする者は、「A社は、B社の子会社であった。子会社を含む関連会社の給与事務及び社会保険事務は、B社において一括して行っていた。関連会社間の異動時においても、厚生年金保険料は、翌月控除として、毎月の給与から継続して控除していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和59年4月1日にB社における被保険者資格を喪失し、同年5月1日にA社における被保険者資格を取得している元同僚から提出された同社発行の同年5月の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和59年5月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和44年10月＊日に設立され、申立期間も法人として存続している上、雇用保険の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった59年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち申立人を含む9人が、同年4月1日に同社における雇用保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間において、同社は当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで

私は、平成元年4月にA社に入社し、同社及び同社の関連会社であるC社において5年6月まで継続して勤務したが、年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、「申立期間当時のA社及びC社の代表取締役は親子であった。申立期間の前後を通じて、勤務形態や給与処遇に変化は無く、継続して勤務していた。」旨陳述しており、当該両社に係る商業登記簿謄本を見ると、役員が重複していることが確認でき、申立期間当時のA社の代表取締役は、「申立期間当時、両社は同一グループ会社であり、申立期間については、申立人が従事していたA社の業務をC社に移管したことに伴う転籍により、空白が生じたものである。申立期間に係る厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと思われる。」旨回答しているところ、事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年3月1日であることが確認で

きる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年1月の社会保険事務所（当時）の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年2月21日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日（離職日の翌日）を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15199

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、5万6,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額について、昭和40年12月7日に解雇された当時において5万6,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、同額の5万6,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、減額訂正される理由がないので、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、5万6,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の5万6,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和44年7月1日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった113人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日の定時決定の記録がある51人について、申立人と同様に当該記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表を見ると、昭和40年10月の定時決定の

時期までは、定時決定を含む標準報酬月額の変更の届出に係る記載が受付日付と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になり、そのうちの51人について、前述のとおり同年5月26日付けで、資格の喪失が取り消されている事跡が確認できる以降については、全喪日まで定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定の事跡については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

さらに、同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で解雇無効について争議状態が継続していたことが認められるところ、日本年金機構C事務センターは、「資格の喪失の取消処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って前述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

加えて、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に社会保険料の滞納があった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万6,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、5万6,000円に訂正することが必要である。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15200

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から42年6月1日まで

A社及びB社に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受けて、自身の記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

私は、昭和40年6月にA社に入社し、その後、同社の社名がB社に変わったが、44年8月に退職するまでの間に、勤務地及び仕事内容に変化は無く、申立期間もA社又はB社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間と同期間が厚生年金保険の未加入期間となっている元同僚から提出された給料支払明細書を見ると、当該期間についても継続して厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和42年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同年3月21日から同年6月1日までの期間について適用事業所としての記録が無いものの、同社の元同僚は、「申立期間当時、A社には5人以上の従業員がいた。」旨陳述していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和42年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届等のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難い上、申立期間のうち同年3月21日から同年6月1日までの期間において、事業主は、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る41年7月から42年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（申立期間のうち、昭和41年7月から42年2月までの保険料については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15201（大阪厚生年金事案 2787、4108、6048、11018  
及び 13562 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月 15 日から 18 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社から海外に派遣されていた申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認大阪地方第三者委員会（以下「大阪委員会」という。）に年金記録の確認申立てをこれまでに5回行ったが、いずれも記録の訂正が必要とは認められなかった。

これまでも主張してきたが、私の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載がある。

また、A社B支店（C支所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、昭和 17 年 2 月 1 日付けで労働者年金保険被保険者資格を取得している者に係る被保険者記号番号は、連続しておらず突然大幅に飛んでいるなど不自然な点が多く見られ、明らかに不完全な名簿である。

さらに、旧台帳は当局が管理する公的記録であるが、そこに年金記録の欠落を示す記載があるところ、当該記載を否定するのであれば、当局側が積極的にその立証を行う必要があると思うが、日本年金機構D年金事務所（以下「D年金事務所」という。）は、前述の被保険者名簿の紛失の有無について、当初は「紛失している。」とし、次に「紛失はなく、作成されたもの全てが保管されている。」とし、この度は「紛失があったか否かは不明」とし、回答内容を二転三転させており全く立証できていない。

加えて、E組織の記録によると、私は軍隊無給嘱託として申立期間にA社から給与の支払があったことが確認できる上、労働者年金保険実務提要には、

私のような海外勤務者であっても事業所から給与の支払が引き続き行われている場合は、被保険者とする旨が記載されており、申立期間についても当然被保険者とするべきである。

この度、D年金事務所は、前述被保険者名簿については紛失があったか否かは不明とした上、私の申立期間における年金記録の回復は第三者委員会の調査・審議が必要であると回答してきたため、同委員会に再度申立てをすることにした。

第三者委員会は、年金事務所の記録管理の不備を認めて、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、i) A社における同僚の厚生年金保険（昭和19年10月1日以前は労働者年金保険）加入記録などから、申立人が保険料を控除されていたことを認めることはできないこと、ii) 厚生年金保険法第59条の2の規定により当然被保険者期間になるとの主張に対しては、申立人は軍隊に入営した際、同社において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできないこと、iii) 申立人が記録の欠落であるとして疑義を示している旧台帳の内容については、同社B支店（C支所）に係る被保険者名簿において、申立人が、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、同年9月15日に当該資格を喪失し、次に、別の記号番号により18年2月1日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に当該資格を喪失した旨の記載が確認できる上、申立期間に係る被保険者名簿の欠落等は確認できないこと、iv) 事業所名簿により、「F社」及び関連事業所と考えられる「G社」の名称で厚生年金保険の記録が確認できる複数の適用事業所について管轄する日本年金機構の各事務センターに照会したが、当該各事務センターは、全ての事業所で申立人の被保険者記録は確認できないと回答していること等として、既に大阪委員会の決定に基づき、平成21年1月30日付け、同年9月4日付け、22年4月9日付け、23年5月20日付け及び24年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、旧台帳に年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載が確認できるところ、D年金事務所は、「名簿紛失」等についての説明を二転三転させており、当該「名簿紛失」等の記載と年金記録の欠落との関連性を否定できていないこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしいと主張している。

これまでに、日本年金機構Hブロック本部I事務センター（以下「I事務センター」という。）は、A社B支店（C支所）に係る被保険者名簿の紛失について、平成23年2月23日付け大阪委員会宛ての回答において「名簿の紛失は事実と考えます。」とし、次に24年7月27日付け大阪委員会宛ての回答にお

いて、「名簿に紛失はなく、作成されたもの全てが保管されています。」とし、25年9月13日付け大阪委員会宛での回答において、「名簿について紛失等があったかどうかは不明です。」として、回答を変遷させたのは事実であり、このことを踏まえると、I事務センター及びD年金事務所が申立人に十分説明を尽くしていたとまでは言えない。

ところで、A社B支店（C支所）の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、労働者年金保険の保険料徴収が開始された昭和17年6月から同社B支店（C支所）が終戦により厚生年金保険の適用事業所ではなくなる20年8月までの全ての期間において加入記録が有り、かつ旧台帳が確認できる18人について調査したところ、17人の旧台帳には、申立人と同じ「名簿紛失」等の記載が有ることが確認できる。

また、A社の他の支所については、同社J支所では昭和17年9月15日付けで32人、18年6月5日付けで12人の計44人が、同社K支所では17年9月16日付けで51人、18年6月1日付けで31人、同年7月1日付けで2人の計84人が被保険者資格を喪失しており、申立人の資格喪失日とほぼ同時期に多数の者が被保険者資格を喪失していることが確認できること、これらの者のうち事情を聴取できた複数の者が、「被保険者資格を喪失した後も、海外の事業所で勤務していた。」旨陳述しており、申立人と同様の状況がうかがえるものの、前述のJ支所の44人及びK支所の84人のうち、旧台帳を確認できた全ての者の旧台帳には「名簿紛失」等の記載は無い。

さらに、I事務センターは、A社B支店（C支所）の被保険者名簿について、「紛失等があったか否かは不明である。」としているものの、現存する被保険者名簿について、表紙部分の標題が「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」となっており、昭和19年6月以降に作成されたことがうかがわれること、一方、被保険者の一覧が記載されたページでは「労働者年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用しており、同年6月以降の資格取得者が記載されたページにおいて「厚生年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用していること、旧台帳に17年12月14日付けの氏名変更訂正の履歴のある被保険者の被保険者名簿には、訂正前の氏名を抹消し訂正後の氏名を記載していることから、被保険者名簿は表紙部分を除き19年以前から存在しており、同年6月以降に作成された表紙部分と併せて編綴へんてつされているものと考えている旨、回答している。

これらのことを考慮すると、申立人の旧台帳における「名簿紛失」等の記載については、A社における申立人の申立期間に係る年金記録が欠落していたことを示すものとはならず、当該記載をもって、申立人が申立期間において同社B支店（C支所）の被保険者であったと認めることはできない。

加えて、I事務センターが管理する記号番号払出簿及び同払出補助簿において、L健康保険出張所（当時）が昭和17年1月から20年8月までの期間に払い出した被保険者記号番号を調査したが、現存のA社B支店（C支所）の被保

険者名簿に記載されている者に払い出された記号番号以外に、同社に払い出されている記号番号は確認できず、当該調査においても、申立人が申立期間において同社の被保険者であった事実は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店（C支所）の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として「D年金事務所の回答書」（平成25年9月13日付け）及び「申立人とD年金事務所との質疑応答録」（平成25年5月1日付け）を提出しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

さらに、A社J支所、同社K支所及び同社本社に係る被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、所在の判明した者に照会し複数の者から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除を確認することはできない。

加えて、独立行政法人国立公文書館が保管するA社・留守宅払C支所委任支払分（昭和20年度）及び同社・留守宅払本局経理支払分（昭和20年度）には、申立人と同じく海外で勤務した期間の年金記録が一部欠落しているとして申立てをしている同僚の支払明細書がつづられているところ、当該支払明細書を見ると、昭和20年4月から同年10月までの期間について、当該同僚の給与が国内の留守宅に支払われているものの、当該期間の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、独立行政法人国立公文書館が保管する上記資料及びA社・留守宅払K支所委任支払分（昭和20年度）には、申立人の留守宅払給与に係る支払明細書は見当たらなかった。

このほかに、申立期間について、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15202

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から38年9月1日まで

A社に昭和33年から56年まで、休職期間を除き、B職として勤務したにもかかわらず、休職期間直後の35年11月から38年8月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

A社から、「申立期間において身分が常勤社員であったことから、厚生年金加入期間が推測される。」旨の回答書面を得ているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事原簿、同社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、平成22年12月8日付けでA社が申立人に対して発行している回答書によると、申立人の申立期間に係る在籍については、身分が常勤社員であるので厚生年金加入期間が推測されると記載しているものの、同社の現在の総務人事担当者は、「申立人に係る人事原簿は、勤務実態を反映したものとは言えない。C職及び嘱託の期間は、外部機関に研修に行く期間でもあり、当該期間は必ずしも常勤であったとは言えない。」旨陳述している上、複数の同僚は、申立人が休職から復職後にB職業務に就いていたことを覚えているものの、その復職時期は覚えていないとしていることから、申立期間について、申立人が同社において常勤のB職として勤務していたことは確認できない。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人が昭和38年9月1日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述の

総務人事担当者は、「申立人について、昭和 38 年 9 月 1 日付け資格取得に係る通知書を保管しており、当該資格取得に係る通知書からすると、申立人は、申立期間において当社における厚生年金保険被保険者資格を有しておらず、当社は、厚生年金保険の資格を有しない申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと考える。」旨陳述している。

さらに、前述の人事原簿には、申立期間当時における申立人について、C職及び嘱託としての俸給が記されているところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、A社は、当時の関係資料を保存しておらず不明と回答している上、前述の総務人事担当者は、「申立人に係る人事原簿から、申立期間における厚生年金保険の加入が推測される旨の回答書を発行したものの、申立人が休職から復職後、すぐに常勤となったかは明らかでなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認できる資料は保管していない。」旨陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に被保険者記録が有る同僚 30 人に照会し、回答があった 19 人のうち、17 人は申立人を記憶しているものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする具体的な陳述及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。